

別記様式第3号 (第8条関係)

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年6月定例会

議案の 件名	議案第43号 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規 約について	政策等 の区分	計画・事業・条例 その他(規約の変更)				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
大阪広域水道企業団の設置については、府域の水道事業の課題が「水源の開発」や「施設拡張」から「水道施設の維持・更新」へと変化しており、さらに、一部の市町村においては施設の老朽化による「更新費用の増加」や団塊世代の退職による「技術者の減少」が見込まれており、このような環境にある水道事業の経営基盤を強化するため、より住民に近い市町村が連携して将来的に用水供給事業を直接担うことで、市町村自らが経営・事業計画・料金を決定し、あわせて市町村水道との連携拡大を進めることで双方の効率化を図っていくことが重要であるとの共通認識に立ち、平成23年4月1日、大阪広域水道企業団を設立した。(構成団体:旧大阪府水道部及び大阪市を除く府下42市町村)		〈財源措置の状況〉 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
大阪広域水道企業団と泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町7団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務の変更について、構成する42各市町村についても合意が必要なため地方自治法第290条の規定に基づき上程するもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
平成23年4月1日、大阪広域水道企業団を設立後、四條畷市、太子町、千早赤阪村3団体については、企業団との経営等を含めた水道事業統合を平成29年4月1日に行い、その後平成31年4月1日には泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町が、平成36年4月1日には、能勢町が事業統合に向けて推進しており、当事者である泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、能勢町7市町村については、平成30年3月議会で上程し、議決済み。		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	おおいに誇れるおいしい水道水が毎日飲める。 公害のない心地よく住める環境を守っている。 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。				
〈市民参加の状況〉		○その他の計画(該当する場合のみ)					
有・無(パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		平成31年4月1日(一部、平成36年4月1日)			
		担当部局	担当課		添付資料(有の場合は、その名称)		
		水道局	総務課		有・無(参考資料・新旧対照表)		

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約について

1. 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団規約変更について、大阪広域水道企業団と泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町7団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する規約の変更を行うにあたり、同法第290条の規定により構成42市町村の議会の議決が必要であるため。

2. 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する内容

第1条

平成29年4月1日より、事業統合をしている3市町村「四條畷市、太子町、千早赤阪村」に、平成31年4月1日付けで事業統合を行う6市町「泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」を加える。

第2条

平成31年4月1日付けまでに事業統合済みの9市町村「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村」に、平成36年4月1日付け事業統合を行う「能勢町」を加える。

3. 施行日

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

4. その他 別紙参照

大阪広域水道企業団規約(平成22年11月2日大阪府知事許可)の一部を変更する規約新旧対照表

第1条 関係

新	旧
別表第2(第3条関係) 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2(第3条関係) 四條畷市、太子町、千早赤阪村

第2条 関係

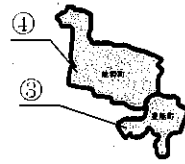
新	旧
別表第2(第3条関係) 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2(第3条関係) 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

統合案の概要

1. 水道事業の概要と課題

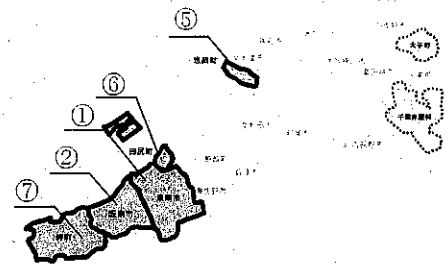
(1) 給水人口 (平成26年度)

①	泉南市	約 62,200 人
②	阪南市	約 54,900 人
③	豊能町	約 19,900 人
④	能勢町	約 10,100 人
⑤	忠岡町	約 17,500 人
⑥	田尻町	約 8,500 人
⑦	岬町	約 16,100 人



(2) 現状と今後の課題

- ・自己水源の水質悪化のおそれ
- ・耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加
- ・給水人口の減少・更新費用の増加に伴う給水原価の上昇
- ・技術職員の確保が難しい状況であり技術継承が困難
- ・厳しい経営環境の中、お客さまサービスの維持が困難



2. 水需要

給水人口の減少等の要因により、7団体とも将来の水需要は減少していく。

【40年後 (H66) の給水人口と有収水量の減少率】

	給水人口	有収水量
泉南市	△ 24%	△ 27%
阪南市	△ 37%	△ 40%
豊能町	△ 59%	△ 59%
能勢町	△ 58%	△ 44%
忠岡町	△ 19%	△ 36%
田尻町	△ 2%	△ 4%
岬町	△ 50%	△ 42%

3. 施設整備

統合した場合は、事業費を低減できる。

【40年間の事業費の比較 (平成27~66年度)】 (単位: 百万円)

	① 単独経営	② 統合	事業費の低減額 (②-①)
泉南市	16,523	14,928	△ 1,595
阪南市	15,026	14,637	△ 389
豊能町	9,577	8,540	△ 1,037
能勢町	6,906	6,713	△ 193
忠岡町	3,714	3,447	△ 267
田尻町	1,745	1,362	△ 383
岬町	7,633	7,384	△ 249
合計	61,124	57,011	△ 4,113

- ① 単独経営時の事業費 : アセットマネジメントによる更新費用にダウンサイジングを考慮
- ② 統合時の事業費 : 上記に加え、施設の最適配置を考慮

4. 経営シミュレーション

(詳細は、裏面 ※1参照)

統合した場合は、将来の水道料金 (供給単価) の値上げを抑制できる。

【水道料金 (供給単価) の比較】 (単位: 円/m³)

	現在 (H27)	単独経営		統合	
		10年後	40年後	10年後	40年後
泉南市	200	190 (- 5%)	246 (+ 23%)	190 (- 5%)	228 (+ 14%)
阪南市	189	212 (+ 12%)	273 (+ 44%)	209 (+ 11%)	261 (+ 38%)
豊能町	220	337 (+ 53%)	630 (+186%)	316 (+ 44%)	431 (+ 96%)
能勢町	265	313 (+ 18%)	433 (+ 63%)	316 (+ 19%)	431 (+ 63%)
忠岡町	159	179 (+ 13%)	241 (+ 52%)	159 (± 0%)	209 (+ 31%)
田尻町	198	198 (± 0%)	216 (+ 9%)	198 (± 0%)	198 (± 0%)
岬町	243	243 (± 0%)	369 (+ 52%)	243 (± 0%)	348 (+ 43%)

- ・7団体の経理は区分し、個別の水道料金を設定 (豊能町及び能勢町については、平成36年度から会計を統合) <裏面※2参照>
- ・統合する場合は統合に係る府補助金を活用

5. 統合後の事業運営体制

- ・お客さまサービスを維持するため、統合後も当面は7団体の現行体制を基本とする。
- ・業務の一元化や企業団の技術力・組織力の活用等により、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時対応の充実等を図る。

6. 統合のメリット

(詳細は、裏面 ※3参照)

お客さまサービスの維持・向上	○ 将来的には、新規サービスの導入等により利便性が向上
給水安定性の向上	○ 基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、将来の水道施設の安定性が向上
運営基盤の強化	定量的メリット ○ 事業費の低減、府補助金の活用等、また、豊能町及び能勢町については、それに加え、一般会計からの補助及び出資、水道事業統合促進基金の活用及び会計統合により、水道料金 (供給単価) の値上げを抑制
	定性的メリット ○ 業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等

- ※ 7団体との統合が実現すれば、企業団が府内42市町村の約4分の1にあたる10団体の水道事業を担うこととなり、府域一水道への大きな推進力になる。
- ※ 今回の統合においては、水道用水供給事業と水道事業の経理を区分し、料金算定を別々に行うことから、企業団の水道用水供給事業については企業団構成団体の水道事業の経営には影響はない。
- ※ 統合する水道事業同士の会計については、統合時は経理を区分し、将来、料金等への影響がないと認められる状況になれば順次、一つにまとめていくことから、統合する水道事業の経営にも影響はない。
(豊能町及び能勢町は、水道事業統合促進基金等を活用したうえで、会計を統合する。)

7. 企業団規約の変更

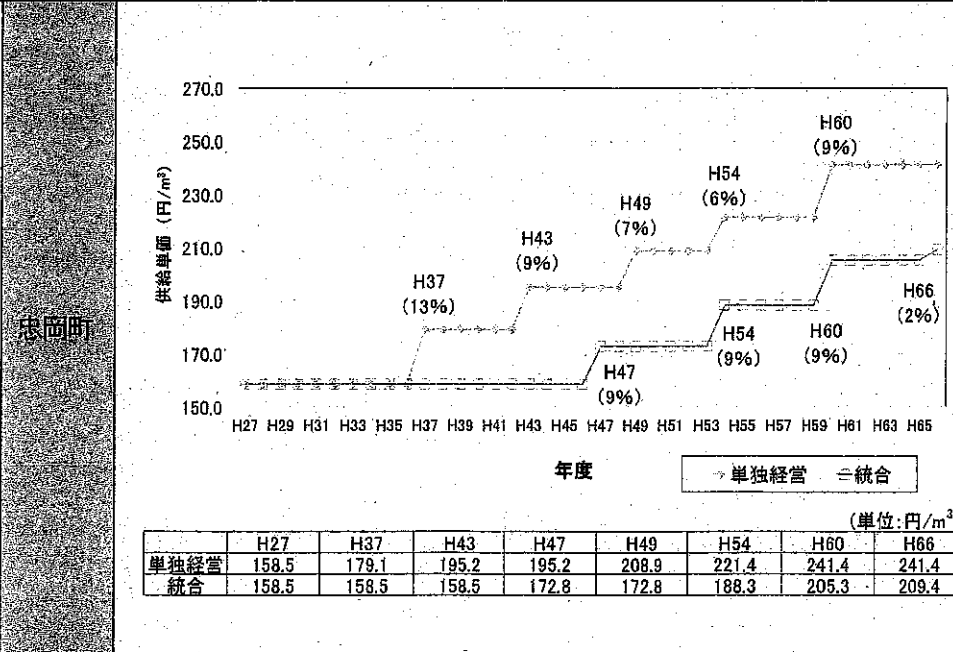
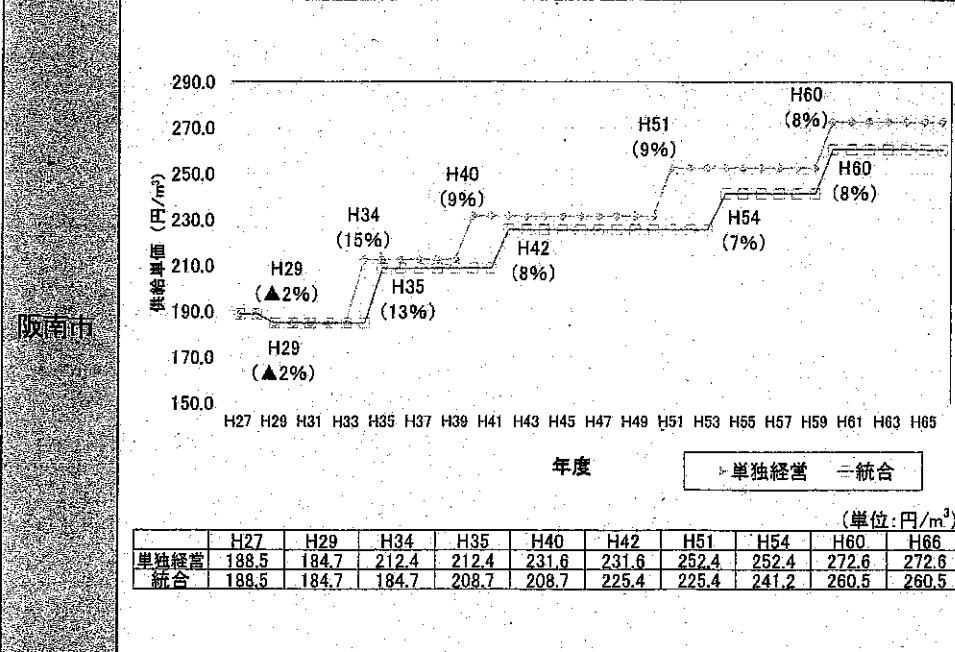
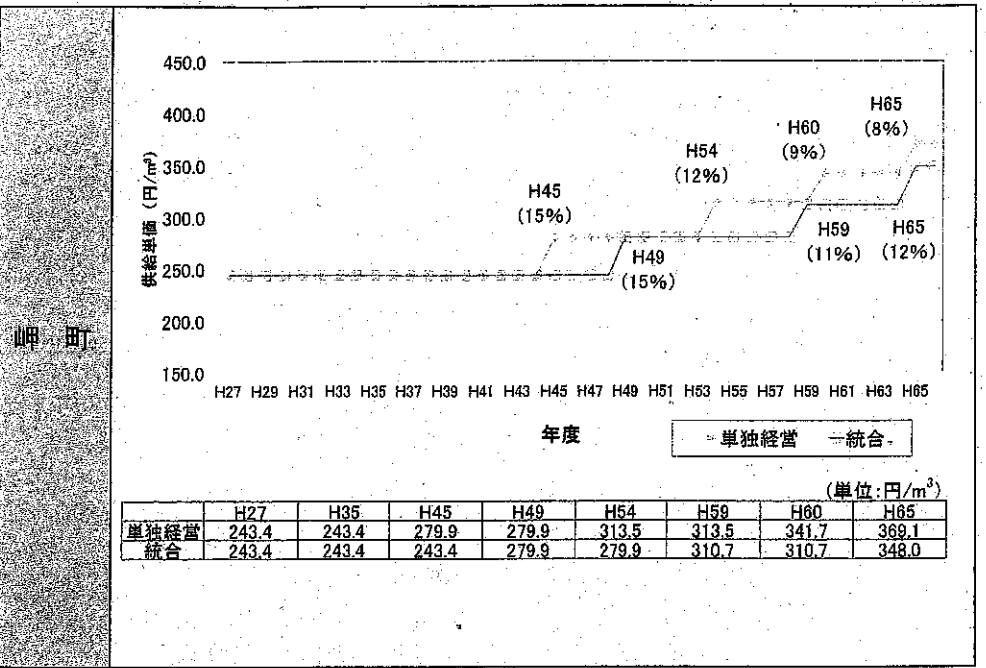
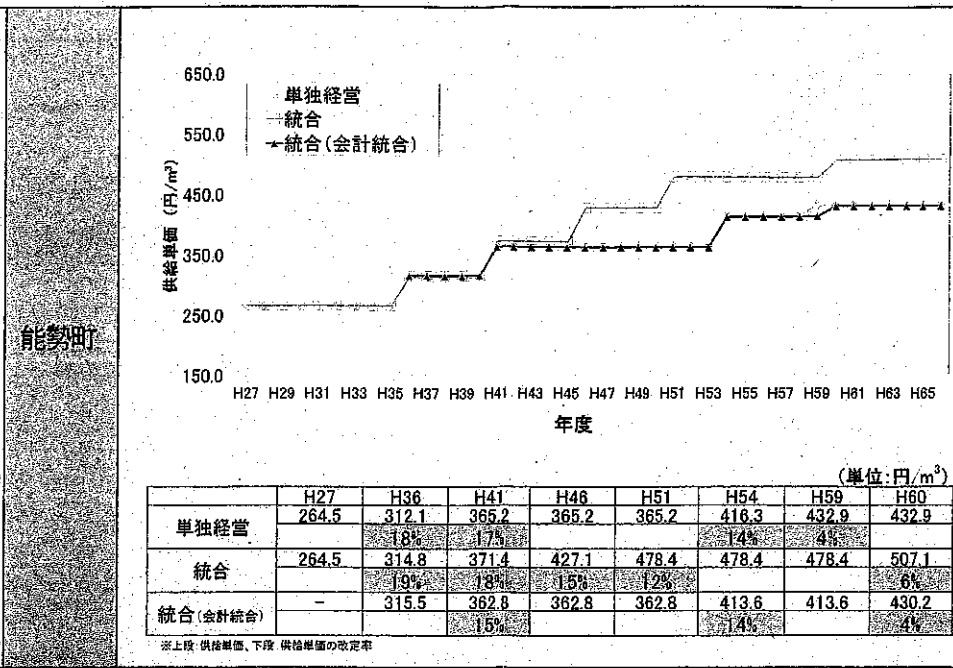
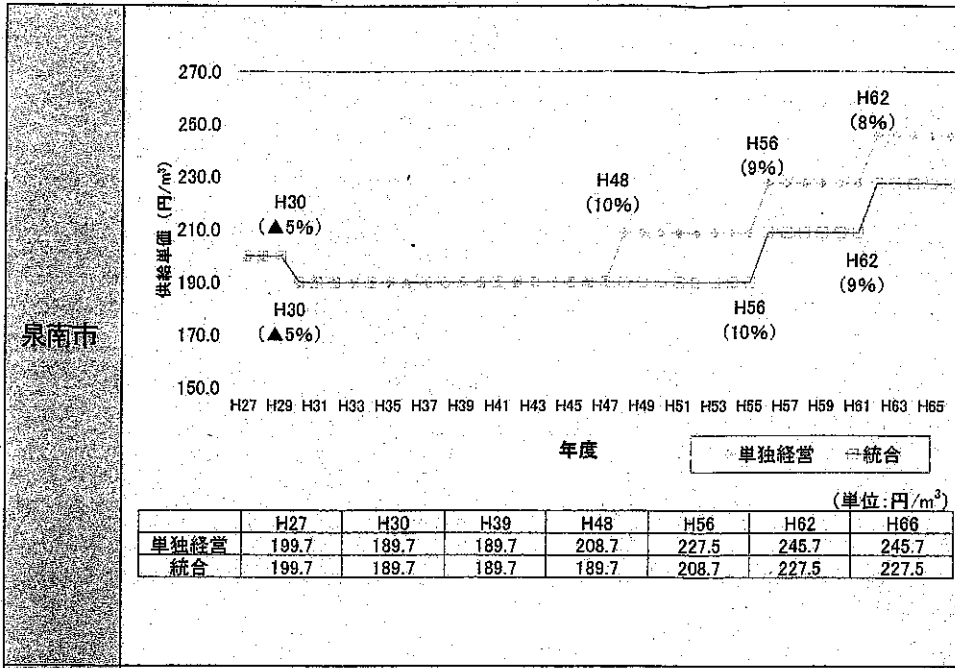
7団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務の1つである「水道事業の経営」に当該7団体を追加する。(施行日: H31.4.1 ただし、能勢町はH36.4.1とする。)

8. 今後のスケジュール (予定)

平成29年度	(12月)	(【7団体の議会】統合素案 (最終報告) を審議 (統合に係る最終審議))
	(1月)	(【運営協議会】 統合素案の報告・とりまとめ) (【首長会議】 統合素案を審議し、統合案としてまとめる)
平成30年度	3月	【7団体の議会】 統合に関する議案 (規約変更案) を審議
	6月	【他団体の議会】 統合に関する議案 (規約変更案) を審議
	7月	大阪府に規約変更申請
		統合に係る協定書の締結 (7団体と企業団)
	7月~	統合準備 (事業認可取得、給水条例改正、人事、予算の調整等)
平成31年度	2月	【企業団議会】 給水条例改正案及び予算案等を審議
	4月~	事業開始 (能勢町は、平成36年4月から事業開始)

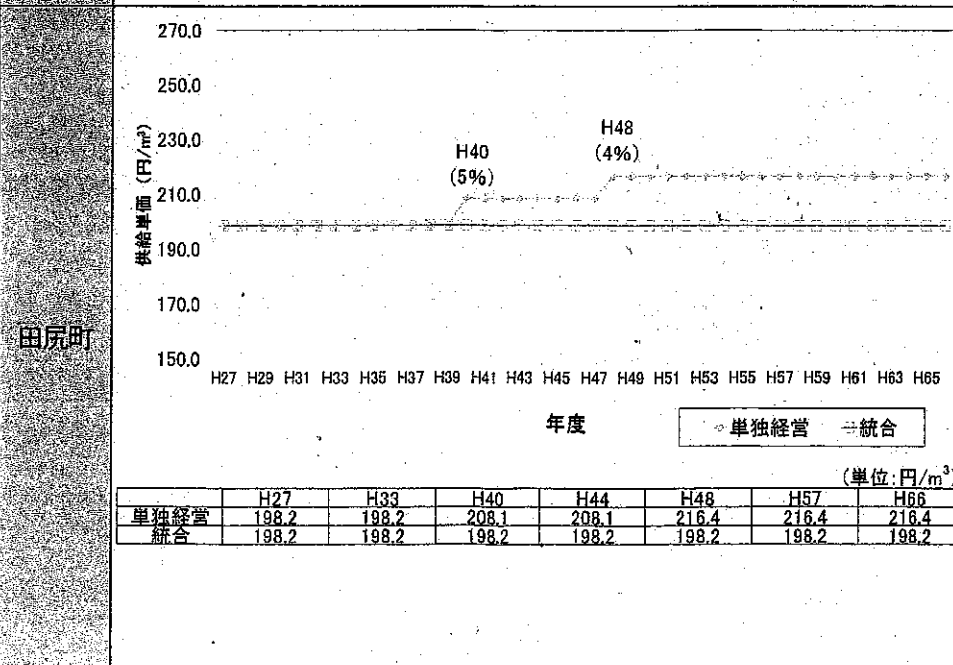
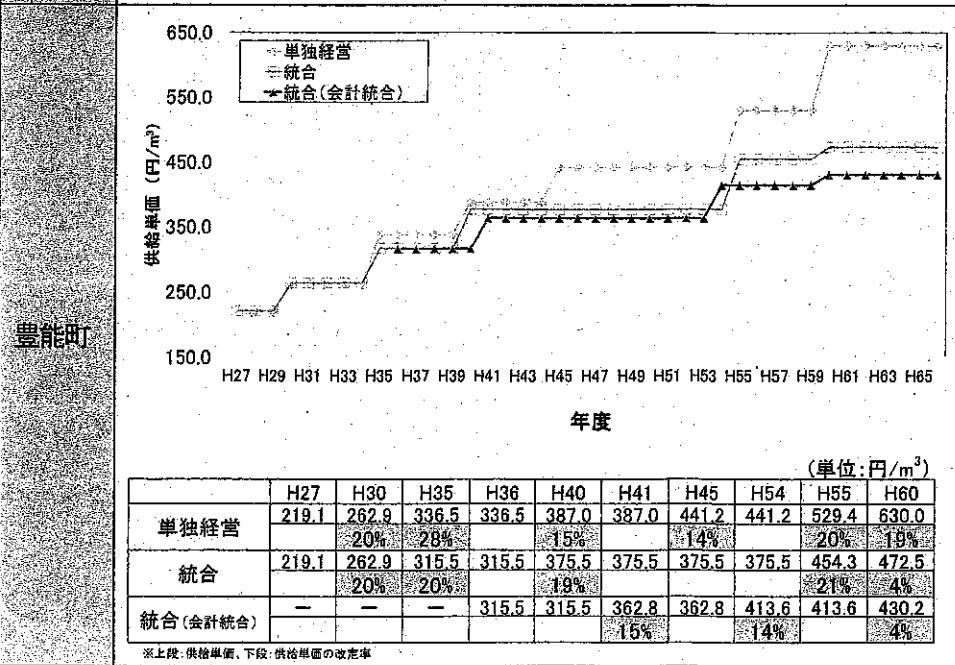
※1 経営シミュレーション結果

(グラフ内の数値は、シミュレーション上での料金改定年度と改定率)



※2 企業団との水道事業の統合に係る豊能町及び能勢町の統合形態について

能勢町については、他の6団体と同様、平成30年度に統合に係る協定書を締結するが、高料金対策に係る地方交付税交付金及び府補助金を最大限活用するため、5年間の統合準備期間を設け、平成36年度から統合に伴う事業を開始し、それと同時に豊能町と会計を統合する。



※3 統合に伴う効果額 (単位:百万円)

	①事業費の低減による効果額 (40年間)	②府補助金の活用による効果額 (10年間)	③維持管理費の低減による効果額 (40年間)	総効果額 (①+②+③)
泉南市	1,595	585	335	2,515
阪南市	389	1,155	13	1,557
豊能町	1,037	299	345	1,681
能勢町	193	278	325	796
忠岡町	267	226	962	1,455
田尻町	383	141	693	1,217
岬町	249	472	0	721
合計	4,113	3,156	2,673	9,942